「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の一部改正について(案)

令 和 元 年 7 月 国土交通省航空局安全部 安 全 企 画 課 運 航 安 全 課 航 空 機 安 全 課

## 1. 経緯

無人航空機については、地上の人や物件等の安全確保のため、航空法第 132 条等に基づき国土交通大臣が飛行の許可承認を行っており、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(以下「審査要領」という。)」において、当該許可承認にあたっての飛行の安全性に関する審査基準を定めている。

無人航空機の許可承認申請件数は近年大幅に増加し、平成28年度と比較すると令和元年度の許可承認申請件数は約4倍(令和元年5月実績約4,200件)となっていることから、航空局では平成31年4月より無人機の飛行情報を関係者間で共有するシステム(以下「飛行情報共有システム」という。)の運用を開始し、有人航空機や無人航空機同士の衝突防止を図る取組を行っているところであり、より多くの飛行情報を共有し一層の飛行の安全確保に繋がるよう、今般、審査要領を改正し飛行の許可承認を受けた者について飛行の都度当該システムへの入力を求めることとする。また、審査要領について飛行の安全を確保するために必要な所要の改正を行う。

## 2. 改正内容

(1) 飛行前の飛行情報共有システムへの入力

無人航空機の飛行情報を共有し有人航空機等との衝突を防止するため、審査要領 4-3-1 に、無人航空機を飛行させる際には飛行情報共有システムに、飛行する日時、 場所等を入力する旨を追加

- (2)催し場所上空の飛行にあたっての主催者の同意に関する書類の提示 審査要領 2-2(申請書記載事項の確認)に、催し場所上空を飛行する場合は、5-6 に従って主催者等との調整を行った結果を記載する旨を追加
- (3)人口集中地区における夜間飛行等の申請時における飛行経路の特定
  - ・人口集中地区における夜間飛行、夜間における目視外飛行、補助者を配置しない 目視外飛行、催し場所上空の飛行、空港等周辺の飛行、地表等から 150m 以上の 飛行又は趣味目的で飛行を行う場合の飛行申請時に、飛行経路の特定が必須で ある旨を追加
  - ・人口集中地区で夜間における目視外飛行を行う場合又は催し場所上空の飛行を 行う場合の飛行申請時に、飛行の日時の特定が必須である旨を追加
- (4) その他所要の改正

## 3. スケジュール

令和元年7月24日頃:公布・施行